



〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県環境生活部くらし・交通安全課 TEL 059-224-2410 FAX 059-224-3069

実施要網はこちら→ 三重県 **交通安全**



令和7年

华添炒 交通安全県民運動

運動の重点

① こどもと高齢者の交通事故防止

次代を担うかけがえのないこどもと、交通事故死者全体の約7割を占める高齢者を、社会全体で交通事故から 守りましょう。

特に、夕暮れ時や夜間は、運転者は早めにライトを点灯、歩行者は反射材用品や明るい目立つ色の服装を着用 して事故防止に努めましょう。

② 横断歩道における歩行者優先の徹底と安全な横断方法の実践

横断歩道における歩行者優先はマナーではなく法律に定められた「ルール」です。 運転者は、歩行者優先意識を徹底するとともに、「思いやり・ゆずり合い」運転を励行し、安全運転に努めましょう。 歩行者も交通ルールを守って、安全に横断しましょう。

③ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

交通事故に遭った時の被害を軽減させるため、車に乗った時は全ての座席でシートベルトを着用しましょう。 6歳未満の幼児を乗せる時は、チャイルドシート等を正しく使用し、6歳以上でも体格等の事情により、 シートベルトを適切に着用できない場合は、チャイルドシート等を使用しましょう。

④ 飲酒運転をはじめとする悪質・危険な運転の根絶

飲酒運転は重大な犯罪で、厳しい処罰を受けることになります。 県民一人ひとりが「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」 という強い自覚を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。 また、悪質で危険な「あおり運転(妨害運転)」や「ながらスマホ」 は絶対にやめましょう。

⑤ 自転車・特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの 理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は交通ルールを正しく 理解・遵守して、安全に利用しましょう。

また、自分の大切な命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

三重県飲酒運転 0 をめざす 推進運動の日 12月1日 (月)

飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるようにするため、12月1日を「三重県飲酒運転〇をめざす推進運動の日」と定め、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進します。

「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」実施中 実施期間 10月1日~12月31日

推進事項

- ○夕暮れ時又は天候に応じたライト点灯 (自動車、オートバイ、自転車)
- ○反射材用品の着用促進(歩行者、自転車運転者)



三重県 _{からの} おしらせ

国際電話詐欺に注意!

特殊詐欺の犯人は、+(国番号)などから始まる国際電話番号を使って 詐欺の電話をかけています。

固定電話

国際電話の発信・着信は無償で休止できます。

※一定の条件があります。詳しくは申込みの際にご確認ください。

申込み・問い合わせ先

国際電話不取扱受付センター

TEL 0120-210-364 オペレーター案内:平日午前9時から午後5時まで 自動音声案内:平日、土日祝24時間



スマートフォン

携帯電話への着信も急増しています。

- ・国際電話番号や見知らぬ電話番号からの着信は無視しましょう。
- ・携帯電話の発着信設定を正しく行いましょう。
- ・キャリアの着信拒否サービスや国際電話の着信ブロックが 可能なアプリの利用も有効です。